

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

制定：平成 18 年 7 月 1 日
三 田 証 券 株 式 会 社

1. 当社は、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社は、現在、委託販売として割当てを受けていることから、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。

(1) 新規公開株の場合

新規公開株の個人のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。新規公開株の抽選は、次の要領で行います。

抽選は、ブックビルディング期間中に当社抽選口に行われた配分の申込みのうち、個人のお客様からの配分の申込みを対象に、抽選日（発行価格決定日の午後 5 時以降）に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客様への配分予定数量の 10%を当該抽選に付すことといたします。

抽選に当たっては、抽選対象となる配分の申込み番号を付し、その番号を対象に抽選を行います。その際、同一住所での申込みが複数名あるときは、原則として、抽選によりそのうちの一名のみに番号を付すこととしております。

できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、配分の方法は、抽選により当選したお客様に一単位ずつを配分し、残余の数量があるときは、2 単位以上のお申込みのお客様を対象に抽選を行い、当選したお客様にさらに一単位ずつを配分し、さらに残余の数量があるときは以降同様の方法により抽選し配分いたします。従って、抽選により配分する数量が、当社抽選口にお申込みされたお客様の数より多い場合は、すべてのお客様に最低一単位の配分が行われることとなります。

抽選の結果、当選しなかった場合は、原則として当該申込みの効力はなくなったものとみなし、抽選以外の方法により決定する配分先の対象となることはありません。

抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領を電話等でお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨の御連絡はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承ください。

イ 個人顧客の配分の申込み数量が当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合

ロ 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合

ハ 抽選を行う数量が 5 単位に満たない場合

- (2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、当社での取引内容や顧客カード等から投資経験が十分であると判断でき、かつ新規公開株を含めた株式投資のリスクを十分ご理解いただけるお客様の申込みを中心に配分することとしています。
なお、新規公開株を入手するだけの目的での口座開設はお断りしておりますので、ご了承ください。
- (3) 新規公開株以外の場合
株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分及び個人のお客様以外のお客様への配分（以下、「その他の配分」という。）につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記(2)の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。
4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、抽選によらない方法による配分につきましては、お客様一人当たり（名寄せベース実質一顧客、以下同様）の配分は、原則として一回あたり10単位を上限としております、また、同一のお客様に短期間に集中した配分は原則行わないこととしております。
5. 配分先は、配分の申込みをなさったお客様の中から決定いたします。（新規公開株の抽選による場合については、3.(1)を参照。）ただし、お客様から申込みがなされた数量が当社の配分予定数量に満たない場合には、申込みをされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。
6. 配分の申込みは、お取引店舗において対面又はお電話で受け付けます。（新規公開株の抽選による場合については、3.(1)を参照。）
7. 配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の手続を要する情報は、受付期間中、お取引店舗においてお知らせいたしますのでお問い合わせください。
8. 個別の事案において、6.までにお示しした内容と異なる方針で配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7.に併せてお知らせいたします。
9. 当社におきましては、顧客の損失を補償し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、証券取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、発行会社が指定する者、当社の役員等ならびにその配偶者又は二親等以内の親族・姻族、当社に対して特定の利便を与えようとする等、社会的に不公平感を生じせしめる者、暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。
なお、配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申込みはお受けいたしません。
10. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。